

放課後児童クラブ利用申請書

年 月 日

伊賀市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり放課後児童クラブの利用を申請します。なお、伊賀市教育支援委員会の判定資料を閲覧することに同意します。

フリガナ					
児童名					
小学校名 学 年	小学校 ⑨	年	生 年 月 日	年 月 日	
緊急時連絡先	1	氏名（ ） 電話			
	2	氏名（ ） 電話			
希望する児童クラブ名					
利用希望種別 ※ 希望する利用種別全ての番号に○を付けてください。 ※ 長期休業中を利用する場合は、希望の休みに○を付けてください。	1 年間を通じて利用				
	2 通常期間（平日の放課後）のみ利用				
	3 長期休業中のみ利用 【 学年始 ・ 夏休み ・ 冬休み ・ 学年末 】				
	4 土曜日を利用				
	5 一時利用（月7日以内）				
利用を希望する理由（該当する番号に○を付けてください）					
1 保護者が日中居宅外での労働を常態としている					
2 保護者が日中居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働を常態としている					
3 保護者が長期にわたり疾病等の状態にある、又は同居の親族等を常時介護している					
4 その他（具体的に ）					

保護者の就労状況

世帯員	氏 名	続柄	生年月日	勤務先名	勤 務 先 電話番号	勤務時間
			・ ・			: ~ :
			・ ・			: ~ :

「利用に関する同意書兼確認書」をご確認の上、ご署名ください。

利用に関する同意書兼確認書

★利用申請書と一緒に提出してください。提出がない場合は、利用申請を受付できません。

★利用児童 1 人につき 1 枚必要です。

クラブの利用	開所時間を守ること。延長時間（朝）の利用は申込者のみで、児童は午前 8 時以降にクラブに到着すること。また、延長時間（夕方）の利用は申込者のみで、午後 6 時までに必ず保護者又は代理の大人が迎えに来ること。
	気象警報発令時、学級閉鎖時及び暑さ指数（WBGT）による熱中症予防の対応について、児童クラブの指示に従うこと。
	他の児童や支援員への暴力・危険行為、施設・設備・備品等の破壊行為、支援員の指示を聞かない等、クラブの運営に支障を及ぼす行為が続く場合は利用を制限すること。
	利用日、利用時間については、原則、保護者が就労等で児童の保護が不可能な場合とすること。
	保護者から支援員への不当な要求や暴言等により相手に不安感を感じさせる行為が続くなど、運営に支障を及ぼすと判断できる場合は、利用の取り消しとなること。
	利用決定を受けていても利用できる要件に該当しなくなった場合や利用料金の滞納（正当な理由なく 2 か月以上）、虚偽の申請があったときは、利用決定の取り消しとなること。
	一時利用については、年間利用、通常利用、長期休暇のみ利用の方が利用の優先となるため、利用決定を受けていても、その日の利用希望が定員を超える場合は、使えない場合があること。
利用申請	保護者の状況は原則次のいずれかに該当すること。 ①昼間に居宅外で労働することを常態としていること。 ②昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 ③長期にわたり疾病等の状態にあり、又は同居の親族を常時介護していること。 ④市長が特に必要と認める場合 変更があった場合は、速やかに市又は児童クラブに申告すること。
	利用申請は、受付期間に提出のあったものが優先されること。また低学年かつ年間利用の児童から優先して決定していくこと。公平性を保つため、低学年を優先し、抽選によって利用を決めることがあるが、選ばれなかった場合について、キャンセル待ち等も可能なため、異議は申し立てないこと。
	入所利用決定後、特別な事情がない限り、原則種別変更を認めないこととする。
	児童の申請内容について、伊賀市・小学校等関係機関に提供する場合があること。
変更申請	利用の種別を変更しようとするときは、種別を変更して利用しようとする月の初日の 2 週間前までに放課後児童クラブ利用変更申請書（様式第 3 号）により市長に申請すること。
退所申請	利用を希望しなくなったとき、又は利用の必要事由が消滅したときは、利用する最終月の末日までに速やかに放課後児童クラブ利用解除届（様式第 5 号）により市長に届け出ること。

【署名欄】

伊賀市放課後児童クラブの利用申請にあたり、上記の内容すべての項目を確認し同意します。

なお、本書の内容に反した場合、利用決定の取り消しになっても異議ありません。

記入日 年 月 日

保護者氏名 ()